

議案第 36 号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり定める。

平成 24 年 2 月 21 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

## 三田市条例第 号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例(昭和50年三田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令(平成23年政令第424号)第1条の規定による改正前の公営住宅法施行令」に改める。

(三田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 三田市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年三田市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第6条第3号ア中「公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「政令」という。)」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令(平成23年政令第424号)第1条の規定による改正前の公営住宅法施行令(以下この号において「旧政令」という。)」に、「政令第6条第5項第1号」を「旧政令第6条第5項第1号」に改め、同号イ及びウ中「政令」を「旧政令」に改める。

第15条第1項中「政令」を「公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「政令」という。)」に改める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。